

介 護 予 防 通 所 介 護

【指定介護予防サービス事業者】

サービスの種類	介護予防通所介護（介護保険法第8条の2第7項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	法人であって、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターを設置する者（介護保険法第8条の2第7項）
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	なし
関連法	老人福祉法上の届出等	老人福祉法第5条の2第3項の老人デイサービス事業又は第20条の2の2の老人デイサービスセンターとして同法第14条及び第15条第2項の届出が必要
法人所轄庁との連携	事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	

・ **介護予防通所介護**（デイサービス）

居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと。
（介護保険法第8条の2第7項）

1 「厚生労働省令で定める期間」（介護保険法施行規則第22条の2）

居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画（法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。）において定めた期間

2 「厚生労働省令で定めるもの」（介護保険法施行規則第22条の10）

入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の
居宅要支援者に必要な日常生活上の支援

◎介護予防通所介護事業所の指定基準

介護予防通所介護事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」及び「Ⅲ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 生活相談員、看護職員（看護師又は准看護師）、介護職員</p> <p>(1) 生活相談員は、介護予防指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供にあたる者が1人以上</p> <p>(2) 看護職員は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供にあたる者が1人以上</p> <p>(3) 介護職員は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供にあたる者が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（平成18年厚生労働省令第35号（以下平18厚令35という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（平18厚令35第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者）の数が15人までは1人以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上</p> <p>(4) 定員が10人以下の場合には、生活相談員1人、看護職員又は介護職員1人以上</p> <p>(5) 生活相談員又は介護職員（定員が10人以下の場合には、生活相談員、看護職員又は介護職員）のうち1人以上を常勤とすること</p> <p>※上記は指定介護予防通所介護の単位ごとに必要</p> <p>2 機能訓練指導員</p> <p>(1) 1人以上</p> <p>(2) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者</p> <p>※他の業務との兼務も可</p> <p>※指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、平11厚令第37号第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、平18厚令第35号第97条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>3 管理者</p> <p>専従・常勤の管理者を1人置くこと</p> <p>※従業者との兼務は可</p> <p>※併設する事業所・施設等がある場合には、これらに従事する者との兼務は可</p>

	<table border="1"> <tr> <th>利用定員(人)</th> <th>1～10</th> <th>11～15</th> <th>16～20</th> <th>21～25</th> <th>以降5人ごと</th> </tr> <tr> <td>管 理 者</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>生 活 相 談 員</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>看 護 職 員</td> <td rowspan="2">1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>介 護 職 員</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1人加える</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>	利用定員(人)	1～10	11～15	16～20	21～25	以降5人ごと	管 理 者	1	1	1	1	1	生 活 相 談 員	1	1	1	1	1	看 護 職 員	1	1	1	1	1	介 護 職 員	1	2	3	1人加える	機能訓練指導員	1	1	1	1	1
利用定員(人)	1～10	11～15	16～20	21～25	以降5人ごと																															
管 理 者	1	1	1	1	1																															
生 活 相 談 員	1	1	1	1	1																															
看 護 職 員	1	1	1	1	1																															
介 護 職 員		1	2	3	1人加える																															
機能訓練指導員	1	1	1	1	1																															
	<p>※具体的には、21～8ページ以降をご覧ください。 ※また、7～36ページの「厚生労働大臣が定める施設基準」もご覧ください。</p>																																			

人員に関する基準の参考

- (1) 生活相談員に必要な資格は、社会福祉主事任用資格以上の資格であり、社会福祉主事任用資格以外に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員又は社会福祉事業を行う施設・事業所に常勤で2年以上勤務した経験を持つ介護福祉士がある。
- (2) 機能訓練指導員は他の業務との兼務は可能であるが、運動器機能向上加算を算定する場合は、1日あたり2時間以上機能訓練指導員に専従する必要がある。看護職員が機能訓練指導員としての職務と看護職員としての職務に従事する場合は、それぞれの職務に従事する時間が区分されているときは、運動器機能向上加算が算定できる。
利用定員が10人以下の事業所は、兼務できる職員がいないので、機能訓練指導員を別に配置する必要がある。

<定員10名以下の事業所の職員配置>

一般	生活相談員、介護職員、機能訓練指導員
	生活相談員、看護職員、機能訓練指導員

	内 容
Ⅱ 設備に関する基準	1 食堂
	2 機能訓練室 (1) 食堂と機能訓練室を合計した面積が1人あたり3㎡以上(内法、有効面積)であること (2) 食堂と機能訓練室は兼用は可 (3) サービスを提供する際には所定の面積の占有が可能であること
	3 静養室
	4 相談室 遮蔽物を設置するなど相談の内容が漏洩しない配慮をすること
	5 事務室
	6 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

	<p>7 その他の必要な設備、備品等を備えること *他の事業との兼用は可 ※指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、平11厚令第37号第95条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、平18厚労令第35号第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>※具体的には、21-9ページ以降をご覧ください。</p>
<p>Ⅲ 運営に関する基準</p>	<p>※21-10ページ以降をご覧ください。</p>

設備に関する基準の参考

<内法、有効面積について>

集団処遇が可能な部分の面積を算定する。

手すり、固定式の家具（ロッカー、ベンチ等）ミニキッチン、洗面所などの占有面積は除く。

<専用の考え方について>

ア 「専用」とは、サービス提供時間帯を通じて当該指定介護予防通所介護事業所の利用者が専ら利用できる状態にあることを意味する。

イ 併設事業所と同一の建物の場合、併設事業所の専用区域を經由して当該指定介護予防通所介護事業所に入出入りすることは認められない。当該事業所と併設事業所と共用区域を經由して、当該事業所に入出入りすることは可能。その場合は、平面図上に専用・共用区域を明記すること。

① 食堂及び機能訓練室

- ・介護予防通所介護事業所の専用の部屋であること。
- ・壁等により区分されたスペースであることが必要で、当該用途以外の利用はできない。
- ・食堂及び機能訓練室の内法有効面積の合計 \geq 定員 \times 3 m^2
- ・食堂と機能訓練室を兼用する場合は、それぞれの用途を妨げるものでないこと。
- ・食堂と機能訓練室が別の場合は、単位を分割することなく、利用者に対して同時に一体的にサービス提供を行うことが可能なものであること。

② 静養室

- ・原則として、介護予防通所介護事業所の専用の部屋であること。（ただし、介護予防通所介護事業所と併設事業所の利用者をあわせて、静養室としての利用に支障がないと認められる場合は同一の部屋でも可。）
- ・静養室として利用しない時間帯において、当該事業所の利用者が別途に利用することは可。
- ・壁囲みの部屋でない場合は、固定式のパーテーション（職員及び利用者の背丈を越える高さを要する）を設置して静養できる環境を確保すること。（カーテンや移動式のパーテーションでの仕切りは認めない。）
- ・利用定員数に応じて必要と考えられるベット又は布団を用意すること。（目安：利用者10人に対して1）

③相談室

- ・原則として、介護予防通所介護事業所の専用の部屋であること。（ただし、相談室としての利用に支障がないと認められる場合は、介護予防通所介護事業所と併設の事業所が同一の部屋を相談室として利用することも可。）
- ・相談業務のために利用しない時間帯において当該事業所の利用者が別用途に利用することは可。
- ・事務室内に相談室を設ける場合は、固定式のパーティション（職員及び利用者の背丈を越える高さを要する）による仕切りが必要。
- ・相談机及び椅子を置くことが可能な面積が必要。

④事務室

- ・壁等により区分されたスペースであることが重要で、事務室以外の利用はできない。
- ・面積要件なし。
- ・介護予防通所介護事業所の専用であること。（ただし、事業所ごとに明確な区分けがなされている場合は、併設事業所の事務室と同一の部屋でも可。「明確な区分け」とは、事務机を分けることでも認められ、必ずしも衝立等の目に見える仕切りまでは求めない。）
- ・事務机及び書類保管庫を置くことが可能な面積が必要。

⑤トイレ

- ・要支援者が利用するのに適したものを設置すること

⑥浴室

- ・要支援者が利用するのに適したものを設置すること
- ・「香川県特定施設入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱」に適合した施設とすること

①～④以外の室・設備については、併設事業所の設備基準等に支障がない場合に限り共用して利用することが認められる。この場合においても、事業所指定申請等の際に、共用部分として平面図上明記すること。

◎介護予防通所介護事業所に関する指定基準について（法第 115 条の 4）

【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

「平 11 厚令 37」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）

「平 18 厚労令 35」＝指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）

「平 11 老企 25」＝指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年老企第 25 号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平 12 老計 8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成 12 年老計第 8 号：老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

「平 12 老企 54」＝通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年老企第 54 号：老人保健福祉局企画課長通知）

※「平 18 厚労令 35 第 107 条準用（第 8 条）」は、「平 18 厚労令 35 第 107 条により準用する第 8 条」という意味です。

I 人員に関する基準

1 従業者の員数（平 11 厚令 37 第 93 条）

(1) 指定介護予防通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定介護予防通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2 単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

イ 指定介護予防通所介護が同時に一定の距離を置いた 2 つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われていると言えない場合

ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定介護予防通所介護を提供する場合

(2) 提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者を確保するとは、指定介護予防通所介護の単位ごとに生活相談員、介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する生活相談員の場合、その員数は 1 人となるが、提供時間帯の 2 分の 1 ずつの時間専従する生活相談員の場合は、その員数としては 2 人が必要となる。）。

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

(3) なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定介護予防通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1 日のうちの午前の提供時間帯に利用者 10 人に対して指定通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 10 人に対して指定通所介護を提供する場合であって、それぞれの指定通所介護の定員が 10 人である場合には、当該事業所の利用定員は 10 人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれ 1 人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

(4) 同一事業所で複数の単位の指定介護予防通所介護を同時に行う場合には、同時に行

われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである(平11厚令37第93条第6項・第7項関係)。

2 生活相談員(平11厚令37第93条第1項第一号)

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

【参考：特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(抄)】

(職員の資格要件)

第5条

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

【参考：社会福祉法(抄)】

(資格等)

第19条 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 三 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格したもの
 - 四 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- (社会福祉法第19条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定めるもの)
- (1) 社会福祉士
 - (2) 精神保健福祉士
 - (3) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

3 機能訓練指導員(平11厚令37第93条第6項)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

4 管理者(平11厚令37第94条)

指定介護予防通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、介護予防通所介護従業者等である必要はないものである。

- (1) 当該指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者等としての職務に従事する場合
- (2) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設

等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

II 設備に関する基準（平11厚令37第95条）

1 事業所

事業所とは、指定介護予防通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定介護予防通所介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

2 食堂及び機能訓練室

(1) 指定介護予防通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定通所介護の機能訓練室等」という。）については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定介護予防通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定介護予防通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な指定介護予防通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

(2) 指定介護予防通所介護の機能訓練室等と、指定介護予防通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

イ 当該部屋等において、指定介護予防通所介護の機能訓練室等と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。

ロ 指定介護予防通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、指定介護予防通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。

(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

III 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定介護予防通所介護事業所の運営規程の概要、介護予防通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 8 条))
- (2) 文書は、わかりやすいものとしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の(1)を準用)

2 提供拒否の禁止

指定介護予防通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防通所介護の提供を拒んではならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 9 条))

特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の(2)を準用)

3 サービス提供困難時の対応

指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 10 条))

4 受給資格等の確認

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 11 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するよう努めなければならない。(法第 115 条の 3 第 2 項、平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 11 条第 2 項))

5 要介護認定等の申請に係る援助

- (1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 12 条第 1 項))
- (2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の

申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 12 条第 2 項))

6 心身の状況等の把握

指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 13 条))

7 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 14 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 107 条準用(第 14 条第 2 項))

8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助

指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が規則第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 15 条))

9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

指定介護予防通所介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定介護予防通所介護を提供しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 16 条))

10 介護予防サービス計画等の変更の援助

指定介護予防通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければな

らない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 17 条))

11 サービスの提供の記録

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防通所介護について法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 19 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 19 条第 2 項))

12 利用料等の受領

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。(平 18 厚労令 35 第 100 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 18 厚労令 35 第 100 条第 2 項)
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の額の支払を受けてはならない。(平 18 厚労令 35 第 100 条第 3 項)
 - ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - ② 食事の提供に要する費用
 - ③ おむつ代
 - ④ ①～③に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 (平 11 老企 25 第 3 六の 3 の(1))なお、④の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱わなければならない。(平 12 老企 54)

また、通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する時間を越える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」利用者から受け取ることができるが、介護予防通所介護ではできないので留意すること。(平 11 老企 25 第 4 二の 3)

(4) (3)②の費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによる。(平 18 厚労令 35 第 100 条第 4 項)

※ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成 17 年厚労省告示第 419 号)

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

ロ 食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とする。

(5) 指定介護予防通所介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 18 厚労令 35 第 100 条第 4 項)

(6) 指定通所介護事業者は、指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令(規則第 65 条)で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 41 条第 8 項)

(7) 指定通所介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 65 条)

13 保険給付の請求のための証明書の交付

指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用(第 21 条))

14 利用者に関する市町村への通知

指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない

ない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 23 条))

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

15 緊急時等の対応

介護予防通所介護従業者は、現に指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 24 条))

16 管理者の責務

- (1) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、指定介護予防通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 52 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者に、平 18 厚労令 35 「第 7 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 52 条第 2 項))

17 運営規程

指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 101 条)

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。
- (4) 指定通所介護の利用定員
利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。(平 11 老企 25 第 3 六の 3 の (4) の ②)
- (5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
「指定通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。(平 11 老企 25 第 3 六の 3 の (4) の ③)
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

18 勤務体制の確保等

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 102 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 六の 3 の(5)の①)
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。(調理、洗濯等) (平 18 厚労令 35 第 102 条第 2 項)
- (4) 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 102 条第 3 項)

19 定員の遵守

指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(平 18 厚労令 35 第 103 条)

20 非常災害対策

指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 104 条)

関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により

防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせなければならない。

また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせなければならない。(平 11 老企 25 第 3 六の 3 の(6))

21 衛生管理等

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 105 条第 1 項)

(2) 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(平 18 厚労令 35 第 105 条第 2 項)

また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保たなければならない。(平 11 老企 25 第 3 六の 3 の(7)の①)

特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。(平 11 老企 25 第 3 六の 3 の(7)の②)

(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めなければならない。(平 11 老企 25 第 3 六の 3 の(7)の③)

22 掲示

指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 30 条))

23 秘密保持等

(1) 指定介護予防通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 31 条第 1 項))

(2) 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 31 条第 2 項))

(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報

報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 31 条第 3 項))

24 広告

指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 32 条))

25 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 33 条))

26 苦情処理

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 34 条第 1 項))

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の (23) の①を準用)

(2) 指定介護予防通所介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 34 条第 2 項))

利用者及びその家族からの苦情に対し、指定介護予防通所介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しなければならない。また、指定介護予防通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の (23) の②を準用)

(3) 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に関し、法第 23 条 (文書の提出等) の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 34 条第 3 項))

- (4) 指定介護予防通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 34 条第 4 項))
- (5) 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条 (連合会の業務) 第 1 項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 34 条第 5 項))
- (6) 指定介護予防通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 34 条第 6 項))

27 事故発生時の対応

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 35 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 18 厚令 35 第 107 条準用 (第 35 条第 2 項))
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 107 条準用 (第 35 条第 3 項))
- (4) 指定介護予防通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の (24) の③を準用)

28 会計の区分

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 18 厚労令 37 第 105 条準用 (第 38 条))
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 年老振発第 18 号：厚生労働省老健局振興課長通知)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 一の 3 の (25) を準用)

29 記録の整備

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(平 18 厚労令 35 第 106 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関

する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(平18厚労令35第106条第2項)

- ① 介護予防通所介護計画
- ② 平18厚労令35第107条において準用される第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 平18厚労令35第107条において準用される第23条に規定する市町村への通知に係る記録
- ④ 平18厚労令35第107条において準用される第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑤ 平18厚労令35第107条において準用される第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

IV 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防通所介護の基本取扱方針

- (1) 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。(平18厚労令35第108条第1項)
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。(法第115条の3第1項、平18厚労令35第108条第2項)
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
(平18厚労令35第108条第3項)
- (4) 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。(平18厚労令35第108条第4項)
- (5) 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。(平18厚労令35第108条第5項)

2 指定介護予防通所介護の具体的取扱方針

指定介護予防通所介護の方針は、平18厚労令35第96条に規定する基本方針及び第108条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行われなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならない。
(平 18 厚労令 35 第 109 条第 1 号)
- (2) 指定介護予防通所介護の管理者は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 2 号)
- (3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 3 号)
- (4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 4 号)
- (5) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 5 号)
- (6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 6 号)
- (7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 7 号)
- (8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 8 号)
- (9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 9 号)
- (10) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 10 号)
- (11) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行う者とする。(平 18 厚労令 35 第 109 条第 11 号)

(12) (1)から(10)までの規定は、(11)に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。(平18厚労令35第109条第12号)

3 指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点

指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(平18厚労令37第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率のかつ柔軟なサービスの提供に努めなければならない。(平18厚労令35第110条第1号)

(2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしなければならない。(平18厚労令35第110条第2号)

(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、4に規定する安全管理体制等の確保を図ることを通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。(平18厚労令35第110条第3号)

4 安全管理体制等の確保

(1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。(平18厚労令35第110条第1項)

(2) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。(平18厚労令35第110条第2項)

(3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。(平18厚労令35第110条第3項)

(4) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平18厚労令35第110条第4項)